



# 犯罪被害者を皆で支える社会に 沖縄被害者支援ゆいセンター ニュースレター

第29号 2024年新春号

## 『心をつつむ やさしい支援 とぎれなく』

### 誰一人取り残さない被害者等の支援に向けて

令和6年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。沖縄被害者支援ゆいセンター関係者の皆様には、犯罪被害者や御遺族に寄り添った様々な活動に御尽力いただいていることに対して、また、同センター会員や多くの県民の皆様には、同センターの運営や活動に御理解を賜り、財政面をはじめとする多大な御支援をいただいていることに対して、心より敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、県警察では、事件や事故の被害者を一人でも減らすため、各部門が連携した取組や活動を推進しているところ、事件・事故の被害者数は以前に比べると相当の減少を見ています。しかしながら、思いもよらぬ事件・事故に巻き込まれ、心身に深い傷を負ってしまう被害者やその家族の存在は、依然として後を絶ちません。換言すれば、ある日突然、事件や事故の被害者等となってしまう可能性は誰にでもあるのです。

犯罪被害者等基本法は、「国民の誰もが被害者等となる可能性が高まっている今、被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた一歩を踏み出さなければならない」(法前文から抜粋)として、平成16年12月に制定されました。

以降、法に基づく犯罪被害者基本計画が数次にわたって決定されるなど、その取組は時代を経て強化されつつありますが、その一方で、社会情勢や犯罪態様が複雑多様化する過程において、被害者等に対する支援不足や時代の変容に伴う新たなニーズも指摘されてきました。

こうした中、昨年、国は「犯罪被害者等施策の一層の推進」を決定し、地方における途切れのない支援、生活基盤への配慮に係る制度の拡充等を一層推進していくこととし、これに伴い、警察庁に「犯罪被害者等施策推進課」が新設されました。

本県では、令和4年に施行された「沖縄県犯罪被害者等支援条例」に基づき、昨年は具体的な施策等を盛り込んだ支援計画(令和5年度～同9年度)が策定されるなど、被害者等の期待や国民の機運は、ますます高まりを見せています。

ただ、被害者等への支援の適否によっては、被害者とその御家族の後々の人生に大きな影響を及ぼすことがあるため、事件・事故の発生直後から、迅速かつ的確に行われることが肝要

です。また、それは決して一過性のものではなく、相当の時間をかけて行われなければならない場面も少なくありません。

県警察では、昨年、カウンセリングやハウスクリーニングに係る公費負担の拡充を図るなど、被害者支援の強化を図ったところですが、よりきめ細やかな被害者支援を行うためには、警察や公的機関の支援だけでは不十分と言わざるを得ません。

そうした意味においても、被害者支援に関するノウハウを長きにわたって培ってきたゆいセンターの果たす役割は、極めて重要であると考えております。

ゆいセンターでは、年間平均(令和2年度～同4年度)で約1,100件もの相談に丁寧に対応しているほか、転居を要する被害者を関係自治体と連携してサポートしたり、事件のショックで外出が困難となった被害者の通院や買い物に同行したりするなど、まさに被害者等の心の拠り所として、職員一人一人が日々献身的に活動を展開されています。

県警察におきましても、引き続きゆいセンターと連携しながら、被害者支援制度のより一層の推進に努めるとともに、「安全・安心の島 沖縄の実現」に向け、犯罪等の抑止や検挙をはじめとする各種警察活動の取組を強力に推進してまいります。

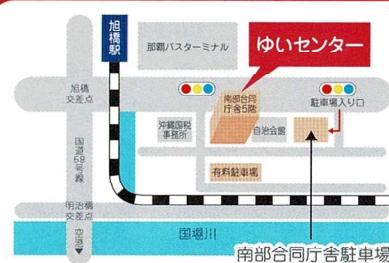
また、今年は、犯罪被害者等基本法の制定からちょうど20年目の節目に当たることからも、警察、県、市町村及び被害者支援関係機関・団体がこれまで以上に連携を密にした被害者支援が展開されることを期待しているところです。

結びに、「心をつつむ やさしい支援 とぎれなく」を合い言葉に、被害者等が誰一人取り残されることなく、かつ持続可能な支援が受けられるよう、今後とも県民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、沖縄被害者支援ゆいセンターの益々の御発展と関係各位の御健勝・御活躍を祈念して、挨拶とさせていただきます。



沖縄県警察本部警務部  
広報相談課長

上間 誠



沖縄県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 **沖縄被害者支援ゆいセンター**

Tel 900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 沖縄県南部合同庁舎(5F)  
事務局：電話&FAX 098-951-2408 <http://www.mco.ne.jp/~yui/>



ひとりで悩まないで…相談して下さい。  
お電話……お待ちしています。

なやみゼロ

098-866-7830

相談時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 (土日・祝祭日・年末年始を除く)

犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤル

受付時間：午前7時30分～午後10時 (12/29～1/3を除く)

なやみは ここよ

0570-783-554